

1 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみには偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とした活動をする。

2 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針（令和8年4月策定）」に則り、帯広市立帯広第五中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為を根絶した安全な指導を行う。特に、盗撮を始めとした性暴力は、生徒の生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識に、絶対に行わない。また、顧問のみならず、地域の外部人材や部活動指導員等を活用することにより、指導体制の充実を図る。

3 基本方針

部活動（令和8年4月現在） *各学校の実態に合わせて記載

- (1) 運動部・・・サッカー部（合同チーム）、野球部（拠点校活動）女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部（合同チーム）、女子バレーボール部、男子バドミントン部、女子バドミントン部、卓球部、陸上部、アイスホッケー部（合同チーム）

文化部・・・吹奏楽部、美術部、菜園ボランティア部

- (2) 部活動に関する連絡・相談窓口

連絡・相談は、下記まで問い合わせすることとする。

〒080-0026 帯広市西16条南4丁目29-42 帯広市立帯広第五中学校中学校 TEL 0155-34-5710 FAX 0155-34-4704 担当 教頭 樋口 賢裕
--

- (3) 活動時間および日数について

【帯広市立学校に係る部活動の方針（令和8年4月改正） - 第3章 適切な休養日の設定 - 参照】

①学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

②週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

③1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、休業日（土日、祝日、長期休業日）は3時間程度とし、週当たりの活動時間の合計は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、以下の時間は活動時間に含めないものとする。

ア 活動場所までの移動時間 イ 活動のための準備時間、後片付け時間等

ウ 練習や活動中に取りる昼食などの休憩時間

エ 部活動単位で実施する、定期テストや試験に向けた勉強会 オ 大会等の当番校業務

※休日に2日連続して活動することについては、生徒が休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができ、教員に過度に負担をかけずに実施することができる場合は可能であるが、あくまで休日の部活動を展開していく中で、地域クラブが柔軟に対応できるように休養日を改定したものであり、無条件に休日に2日連続して活動することを認めるものではない。

- ④活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。
- ⑤各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、是非を行う。
- ⑥定期テスト（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）実施日の3日前から、活動を停止する。
- ⑦体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。

〈平日〉 *各学校の実態に合わせて記載

- 5時間 前半 14：45～17：00（放課後にすぐ活動開始）
後半 17：00～19：15（放課後は一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校）
- 6時間 前半 15：45～17：30（放課後にすぐ活動開始）
後半 17：30～19：15（放課後は一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校）

〈土・日、祝日、長期休業中〉原則 *各学校の実態に合わせて記載

- 4月～10月 ① 9：00 ②12：00 ③15：00 (3交代)
- 11月～3月 ① 8：00 ②10：30 ③13：00 ④15：30 (4交代)

(4) その他

- ①運動部の服装は、原則として体育授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他の持ち物には、部内で指定されたものを使用する。
- ②携帯電話およびスマートフォンについては、部活動での使用を原則として禁止する。
ただし、やむを得ない事情がある場合は、顧問にその旨を前もって伝え、許可を得ること。
- ③近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、部活動内でも生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込み等は人権侵害であり犯罪であることを部活動においても適宜・適切に指導する。
- ④中体連大会や練習試合等で自転車を利用する場合は、できるだけ「ヘルメット」を着用する。
*各学校の実態に合わせて記載

4 部活動への入部・退部について

(1) 入部について

- ①2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと「部活動入部届」を担任に提出し、入部が認められる。1年生の途中から入部する場合も同様である。
- ②1年生の部活動加入希望者は、4月の部活動体験を経て、保護者の承認のもと「部活動入部届」を担任に提出し、入部が認められる。入部届の提出期間内【～まで】に決められない場合は、学級担任に相談すること。*各学校の実態に合わせて記載
- ③3年間続けられそうかをしっかり考えて入部届を提出すること。*各学校の実態に合わせて記載

(2) 退部について

- ①退部を希望する場合は、まずは保護者と本人、顧問、担任が面談し、理解した上で「部活動退部届」を担任・顧問に提出し、退部が完了する。

5 指導・運営に係る体制について

(1) 顧問・指導者の配置について

- ①生徒や教師の数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ②長時間勤務の解消等の観点から、部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

(2) 顧問・指導者の身分

- ①部活動は、勤務時間外の活動であるため、原則として教師は必ずしも指導者となるものではない。
- ②日本中学校体育連盟の大会出場規定に、「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められている競技の場合は、学校体制として校長が教師に引率を依頼する。
- ③部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。